

午後1時01分 開会

傍聴人2名入室

1. 他市議会における議会報告会について

【河崎会長】 本日は6回目の開催である。山本委員が厚木市議会、茅ヶ崎市議会の議会報告会に参加しているのので、報告をいただきたい。

【山本委員】 厚木市議会では日曜の午後に、茅ヶ崎市議会では平日の夜に開催された報告会に参加した。

厚木市議会では終了後に同じ党の議員に話を聞いたが、初めて行って試行錯誤している段階で、まずやってみようとして実施して、問題点を話し合い改善していくとのことであった。何を報告するかを選定が大変だったとのことである。何人来るのかわからないので、会場の設定をどうするか等も大変とのことであった。説明は本会議での委員長報告のようなものとなっていて、一般市民が聞くには退屈と感じた。

茅ヶ崎市議会は、議会報告会は2回目で、冒頭で議長が試行であることを強調されていた。同じ党の議員に話を聞いたが、改善すべき点はたくさんあるとのことであった。予算特別委員会の説明がメインに設定されており、大和市議会で実施した場合、違う形とならざるを得ない。委員会の議論の中身は委員長報告のような形となっており、聞いていてわかりづらかった。

【河崎会長】 事務局次長も厚木市議会の報告会に参加したとのことだが、補足はあるか。

【事務局次長】 事務局がどのように関わっているのか見たいと考え、参加した。会場は土足厳禁であり、来場者にスリッパを出す役割を市職員がやっていたが、受付、司会進行、内容の説明、議事録や会場内の写真撮影を含め、議員が自主的に運営されていると感じた。会場には120人程度入っており、かなり盛大であった。内容は市民の関心の高い内容を取り上げているという中では、市ではなく議会としての報告なので、報告の仕方が難しいとの印象を受けた。また、質疑応答が2人しかできず、時間を制限する等進め方を工夫する必要があると感じた。例えば質問を休憩時間までにあらかじめ書いてもらい、その中から答えられるものをピックアップしていく等のやり方も考えられる。

【河崎会長】 茅ヶ崎市議会の報告会は何名くらいであったか。

【山本委員】 100名は超えていなかったと思う。

【河崎会長】 座間市議会での報告会は、30名、50名と聞いていて、厚木市議会がどのように呼びかけたのか関心があった。

【山本委員】 茅ヶ崎市議会は、雨が降っていた条件を考えると、結構来ていると感じた。

【井上委員】 報告するのは議長か。

【山本委員】 議長は、冒頭あいさつはされていたが、事前に誰が説明するかを決めているようであった。茅ヶ崎は議長が積極的であり、質問に積極的に答える場面もあった。

【河崎会長】 厚木市議会の議員から聞いたところでは、厚木は2箇所で行ったので、議員を2グループに分け、それぞれで役割分担を決めて全員が関わる形で行ったとのことである。

【井上委員】 議会で行うので、自分の支援者に対する報告会とは違う。言葉も制限され、委員長報告のような形でしかやれないということか。

【山本委員】 委員会での状況を説明するので、そのような形になったと想像する。

【事務局次長】 厚木市議会では市立病院の建てかえや、最近完成した斎場の説明をしていた。その案件に詳しい議員が説明しているようであった。議会でどういう質疑応答があったのか、その質疑がどういう形で反映されたのかも含めて説明されていた。

【大波委員】 議員は全員参加しているのか。厚木市議会は2グループなので、おおむね14名か。

【河崎会長】 主催者として全員参加している。

【山本委員】 茅ヶ崎市議会は全員を2グループに分け、Aグループが説明し、Bグループが裏方をやっていた。厚木市議会もそうではないか。

【河崎会長】 全議員が2回参加しているのか。

【山本委員】 どちらの会にも参加しているが、市民からは半分と見える。

【中村副会長】 議案を報告するのか。

【山本委員】 議案について議会でどういう議論がされたかである。

【中村副会長】 一般質問は議案ではないので、報告はされていないか。

【山本委員】 一般質問は、議会報を見てくださいとの一言はあったが、内容の報告はなかった。

【河崎会長】 その議会ごとに特徴があるので、合意ができれば、今回はこういうことが争点になったという報告もあり得るのではないか。

【山本委員】 こういう案件を何名が一般質問をして、こういう答弁があったという報告をやってもよいと思う。

【大波委員】 厚木市議会で2名しか質疑できなかったというのは、ほとんど説明だったということか。

【山本委員】 ほとんど説明だった。時間配分がうまくいかなかったと述べられていた。

【大波委員】 それでは退屈である。

【河崎会長】 時間配分もあるが、一人の方が長々と質疑したと聞いている。先ほど次長が述べたような配慮が必要なのではないか。

【古谷田委員】 質疑応答は2時間中どのくらいだったのか。

【山本委員】 20分程度だったと思う。茅ヶ崎市議会はそれより長かった。傍聴していたと思われる方が複数いて、その方々が積極的に質疑していた。

【古谷田委員】 以前、視察に行った市議会では、1時間半説明、30分質疑と設定したところ、市民から質疑を1時間半にせよとの声が上がったとのことである。

【山本委員】 茅ヶ崎市議会は予算委員会がメインであり、説明、質疑があつて、その後議会全般に対する質疑と分けて行っていた。

【山田委員】 質疑は論点のある、内容に関するものだったのか。

【山本委員】 厚木市議会では一人の方が自説をとうとうと述べており、他の参加者から野次が出ていた。質疑者も論点がうまく整理できていないと感じた。

【中村副会長】 議会報告会の性質的な問題もある。あくまでも一般的なことしか言えない。自分は反対だったが可決された議案について、質問者からなぜ可決かと質問が出た場合、私は反対だったとは答えられない。

【山本委員】 茅ヶ崎市議会では、主導した方に聞いた質疑があり、私への質疑でしょうからということで、当該議員が答えていた。そういう聞き方を認めるかは皆での話し合いとなる。

【二見委員】 大和市議会で報告会、意見交換会を行うのかどうかという前提があるが、報告会を行う前提で進めているのか。

【河崎会長】 これからの議論であるが、たまたま他市議会で行っているのだから、それを参考にしながら議論をしたいと考え、紹介してもらった。

【井上委員】 自分は反対したが、議会としては可決された議案について、なぜ反対するのかと質疑があったときに挙手して、私はこういう思いで反対したと言ってよいのか。

【山本委員】 茅ヶ崎市議会では、市民から何でそうなったのかと質疑があり、それに対し、説明したのが自主的に手を挙げた議員だった。他の議員が、中心となったと思われる議員が説明したことをどう思ったかはわからない。

【井上委員】 結局そういうことはできないのか。

【河崎会長】 やり方だと思う。反対議員の考え方はこうで、賛成議員の考え方はこうということを両論併記で述べることはできると考える。

【井上委員】 中身も含めての報告か。

【河崎会長】 大和市議会として、多数決で可決されたところまでしか言わないと申し合わせるかどうかである。

【窪委員】 それをしたら大問題である。それぞれの立場、主張がある。

【河崎会長】 代表して報告する議員が、私はこういう意見を言ったということだけ強調すると公平性に欠ける。

【井上委員】 そうであれば、議長や所管委員長が中立性をもって報告することになる。

【赤嶺委員】 この議題は、他市の報告会の内容の報告であり、中身を議論する場ではないので、先に進めてもらいたい。

【河崎会長】 この件については、以上のとおりでどうか。

全 員 了 承

2. 議会基本条例に盛り込む要素案について

【河崎会長】 これまでのものをまとめた資料を配付しているので、事務局から説明する。

【議事担当係長】 資料2をご覧いただきたい。前回の本協議会で「議会の役割、活動原則」について議論し、両論併記となっている。前回はこの項目の議論で、どちらの案がよいか1本化できなかったのだから、両論を記載してある。前回決まったのはここまでである。

【窪委員】 決まったということなのか。

【河崎会長】 仮置きである。

【議事担当係長】 案は2つあり、どう集約するかという結論は出ていない。現状決まった段階のものを仮置きしている。

【河崎会長】 右上に会長案と記載されている「議員の活動原則」と「会派」の条文案は、前回も配付したが、再度皆で議論したほうがよいか。

【窪委員】 資料2を議論するのか。

【河崎会長】 資料2の「議会の役割、活動原則」は一応議論が終わり、条文を仮置きしたものである。会長案とあるペーパーは、前回議論をして、まだ条文の仮置きまでには至っていないので、短時間で意見をもらいたい。本日の本題は、右上に素案と記載されている「会議及び情報の公開」「市民参加」「他の条例との関係」「目的」であり、できれば予定どおり、この項目に時間を割きたい。

【窪委員】 当初の提案の中で「議会は、地方自治の本旨にのっとり、行政の施策等が憲法を尊重し、憲法が要請する精神に沿うものであるかを常に監視・監督しなければならない。また、自らも憲法を行政にいかす立場で提言等に努めなければならない。」と提案している。個々に書くのは構わないが、日本共産党はこの一言にまとめた。このことがどう反映されるのか。

【河崎会長】 今の項目は、「前文」の項目に分類されている。「議会の役割、活動原則」で規定したほうがよいということか。

【窪委員】 議会の役割は、そういう立場でやるべきと考えている。例えば案1の「大和市民の意思は、議会によって代表される」というのは当然のことで、あえて提案していない。先ほど述べた文言ですべて包含するという立場で提案した。

【河崎会長】 「前文」に入れるか、後ほど議論予定の「目的」に入れるか。「議会の役割」ではなく、もう少し高い位置にあるべき文言とは考えている。現段階では仮置きなので、全体のバランスを見て、どの位置がよいのか決めてもらいたい。

「議員の活動原則」の中で大和クラブからも出ている「政治倫理」に関するあたりは議論不足と考えている。後でまとめて議論する形で進めたい。

【赤嶺委員】 後でとは、いつのことか。前回資料を持参すると述べて資料も用意している。

【河崎会長】 本日議論したいか。

【赤嶺委員】 本日議論しないのであれば、資料は配付しない。

【河崎会長】 「倫理」については、2時間ほどかけて議論したいと思っている。別の機会でもよいか。

【赤嶺委員】 別の機会でもよい。

【河崎会長】 「議員の活動原則」と「会派」に関して、仮置きして先に進んでよいか。

【窪委員】 資料2の案2「議会の活動原則」の第5項に「議会の改革に継続的に取り組むこと」とあるが、改革に取り組むことはよいが、「継続的に」では改革することが目的となって、頻繁に会議を開かなければならないとなると、何のための改革なのかとなりかねない。議会は過去の蓄積の上にある。問題点があれば変えるという立場でないと、改革に継続的に取り組むことが当然のこととなると本末転倒である。

【赤嶺委員】 改善を図るべき事項は、必ずどの時点においてもある。今までよしとしてきたことも改革という流れの中で改善を図ることは重要である。絶えず改善を図ることは、どこの企業でもやっている。

【古谷田委員】 議会改革は議員としてはできていると思うが、市民にわかりやすく説明するにはこういう条文を入れて、常に継続していいものをどんどん取り入れて議会を改革していくことを明文化すべきである。

【河崎会長】 窪委員の意見は、第5項は削除か。

【窪委員】 削除ではない。改革は否定しない。ルールを頻繁に変えていたのでは、ルールを変えることが目的になりかねない。

【河崎会長】 「議会の改革に取り組むこと」でよいか。

【窪委員】 「必要に応じて」という文言を入れればよい。

【河崎会長】 両論併記で、1つは記載の条文、もう1つは「議会の役割を不断に追及し、議会の改革に必要なに応じて取り組むこと」でよいか。

【大波委員】 「議会の改革に取り組むこと」でよい。

【河崎会長】 3案併記となる。窪委員は「必要に応じて」は必要か。

【窪委員】 現在の議会活動に基本的には不都合を感じていない。対市民との関係で「自分の言動に責任を持って追求する」ということを謳うならよい。通年議会の話も出ているが、そういうことを含めて検討するのならよい。

【河崎会長】 3案併記でよいか。

【赤嶺委員】 「議会改革検討協議会の常設化」を提案している。継続的にやっていくべきである。何かあればすぐに改善を図れる状態にすべきである。

【窪委員】 この項目は、議会としての基本方針である。基本方針がくるくる変わってよいのか。

【河崎委員】 他の条文を検討する中で、どこまで歩み寄れるか。3案併記とする。

続いて、「議員の活動原則」と「会派」について議論したい。

【山田委員】 「会派」について、理念や政策を共有する議員が会派を組んでやっていくことは当然のことで、実際にやっているのだから、あえて規定する必要はない。

会派に属さない議員が不利益をこうむる事態が想定されるのか。

【大波委員】 会派に属さなかったことがあるが、控室が与えられない。代表者会もオブザーバーとして聞く事はできるが、発言はできない。最終的には出るようになったが、政務調査費は会派にしか出さないという状態など、基本的に差別はある。

【事務局次長】 政務調査費は会派に属していなくても支給される。

【大波委員】 その点は改善された。

【河崎会長】 会派に属していないと、例えばインターネット中継でも政党名を書いてもらえない。

【山田委員】 会派について規定すると、そういったことが変わるのか。

【河崎会長】 会派をつくることがおかしいと思っている市民もいる。全議員が大部屋にいる議会もある。会派とはどういうものか、属してもよいし属さなくてもよい、属さないことによって差別されないということを基本条例に明記すべきと考える。

【中村副会長】 大和市議会は2人以上で会派であるが、議員提出議案を出すには3人以上必要である。2人会派では、会派で議員提出議案も出せない。会派は3人以上とするのも一つの考え方であるし、一人会派を認めている議会もあるので、それを認める考え方もある。そういったことを含めて会派について考えていくのか。代表者会や議運への参加をどうするかなども含めると、難しいところである。

【河崎会長】 人数まで規定すると難しいことになる。

【窪委員】 会長案は「会派に属さないことで不利益をこうむることがないよう努めるものとする」と努力規定だが、「こうむらないこととする」のほうがよい。

【赤嶺委員】 各会派から提案が出ているが、それに対する賛否はどのようになっている

るのか。条文案が出てくるまでに提案に対する賛否があると思うが、どのように反映されているのか。

【窪委員】 今の内容は、会長が議論を踏まえて成文化したものではないのか。

【河崎会長】 会長案というのは、前回素案がないと議論しにくいとの声が出たので、出したものである。

【赤嶺委員】 どのように各会派の意見を取り入れて、出されたのか。

【河崎会長】 前回、自分で用意していた条文案を各委員のやりとりの末に、手直しして出したものである。

【赤嶺委員】 前回の会議で出た意見を取りまとめたものか。

【河崎会長】 そのとおりである。この会長案を資料2にあわせて記載し、仮置きとしてよいか。

【窪委員】 「会派」の第3項は「努める」を削除してもよい。「議員の活動原則」の第2項で「市政の課題」と限定されているが、「市民生活に関わる課題」としたほうがよい。あらゆる課題に対応しなければならない。

【河崎会長】 「市政の課題」を「市民生活に関わる課題」に変更することでよいか。

全 員 了 承

【窪委員】 「議会が合議制の機関」とあるが、どういうイメージの「合議制」か。

【河崎会長】 議員同士で議論を戦わせるということである。

【窪委員】 広辞苑ではどのようになっているか。

それぞれの認識によって意見が違う。それを一緒にするのは難しい。

【山田委員】 第1項で「討議を推進すること」とあるが、そこにも関わってくる。議論を戦わせることはよいが、思想・哲学が違うので必ずしも一緒にはならない。「議員間の議論を尽くすよう努めるものとする」というような努力規定がよいのではないか。

【河崎会長】 窪委員は「及び議会が合議制の機関であること」が不要ということか。

【窪委員】 会長がどのようなイメージなのか、確認したかった。認識の共有に努めることは必要だが、それができない場合もある。

【議事担当係長】 広辞苑では「合議」は、二人以上の者が集まって協議すること。使い方として、合議して決める。「合議機関」となると、複数の構成員の合議によって意思決定を行う機関。国会や各種の委員会の類。反対語として「単独機関」という用例が挙げられている。

【窪委員】 それであれば、「合議制の機関」で適正である。

【山本委員】 「会派」の第2項で「必要に応じて他の会派との合意形成に努める」とあるが、他の会派に、会派に属さない議員が含まれなくなってしまう。活動単位は議員一人一人であり、会派としての活動はどういったことがあるのか書いていない。それを書かないなら、他の部分はわかりきったことであるから規定は必要ないという話になる。

【河崎会長】 国会でも理念や政策を共有していない人たちが集まっている。政治のあり方としては理念や政策を同じくする人たちが集まってもらいたいという市民的な意見があるので、規定しておきたい。

第2項の「他の会派」は「他の会派等」でどうか。自分たちだけで決めるからいいと

ということが大会派などで起こってくるのはまずい。議会として市民に説明責任を果たせるような議会にしたい。

【窪委員】 中村副会長が、第2項に書いてあることを、提出予定の商業振興条例案で現在実践されている。「会派等」と入れれば、会派に属さない議員の参画も保障される。

【山本委員】 第1項は「会派を構成し、活動することができる」を「活動することもできる」としたほうがよいのではないか。

【河崎会長】 「も」に変えると会派を形成することのほうが少ないとなる。

【山本委員】 この条文では、会派が活動の中心で、議員1人の場合があまり想定されていない。

【河崎会長】 第3項で、会派に属さない議員を規定している。「が」では駄目なのか。

【山本委員】 議員一人一人がしっかり活動する意識を持たなければならないとの思いがある。

【中村副会長】 会長案は、現実問題として会派で活動することが多いので、しっかり位置づけるということだと思う。

【河崎会長】 会派で活動したほうが、一人で活動するよりも活動しやすいかもしれないという多くの方の現状を書いている。

【窪委員】 民主主義の基本の問題である。政党を構成するのは、その政党の綱領と政策があって、それを有権者に訴えて最終的には議会で、数で決める。よって会派の構成員はなるべく多くしたい。日本共産党は現在3名だが、10名くらいにしたい。政策や理念を共有することは非常に大事なことである。

【河崎会長】 まずは「が」とするか「も」とするか決めたい。各委員の意見はどうか。

【井上委員】 第3項がきちんと入っていれば、会長案でよい。

【山本委員】 できれば両論併記にしてもらいたい。

【河崎会長】 両論併記としたい。

【窪委員】 「議員の活動原則」の第3項で「特定の地域又は個人若しくは団体」とあるが、全市的な問題となることもあり、あえてここで規定すると足かせにならないか。

【河崎会長】 「特定の地域」は自治会みたいなイメージである。

【窪委員】 仮に個人的な問題であっても、基本的人権に関わる問題であれば、議員として取り組まなければならない場合もある。

【河崎会長】 言いたいところは「市民全体の福祉の向上を目指して」という後段の部分である。前段について、何か案はあるか。

【窪委員】 事務レベルで、後で成文化してもらってもよい。

【山本委員】 削除すればよいのではないか。

【河崎会長】 削除することとする。

【山田委員】 第1項は「議員相互間の議論を尽くすよう努めるものとする」ではどうか。討議を否定はしないが、努力規定でよいのではないか。

【河崎会長】 「議員相互の言論の尊重」とは自分の意見ばかりでなく、他の議員の意見も聞こうということで入れたいが、あえて取りたいか。

【山田委員】 取りたいということではない。

【河崎会長】 「議員相互の言論の尊重」はあってもよいか。

【山田委員】 あってもよい。

【河崎会長】 「討議を推進するよう努める」となるか。

【山田委員】 その部分を使うなら、そうなる。

【中村副会長】 討議をすることこそが議員の仕事である。自分の言いたいことだけ言うのではなく、相手の言うことにも耳を傾ける。ここは、努力義務ではなく、「推進すること」としたほうがよい。

【大波委員】 「推進する」でよい。

【赤嶺委員】 会長案でよい。「努める」という文言が、やらないにつながることを懸念する。

【山田委員】 「議員相互間の議論を尽くすよう努めるものとする」を併記しておいてもらいたい。

【河崎会長】 再度会派で検討してもらいたい。

【中村副会長】 その際に、どうして努力規定にするのかも協議していただきたい。議論することが議員の一番の仕事である。

【山田委員】 議員の一番の仕事は、市民の声を聞き、それを政策立案しながら市民生活の向上につなげることである。

【中村副会長】 議会は執行機関ではなく合議機関なので、議論を尽くすことを通じて山田委員が述べられたことを実現していくことが仕事ではないか。

【赤嶺委員】 明るいまらい・やまとが提案している議員登庁日の設定は、前回、通年議会ととらえてよいかとの議論があったが、後段にある「議会の会期」の中で議論することよいか。

【河崎会長】 それでよい。

【山田委員】 先ほどの件は、新政クラブ提案の「共通認識及び合意形成を図る」という意図があると、それは中々難しいとの認識であった。「討議を推進する」でよい。

【河崎会長】 新政クラブ提案の当該項目は、「政策形成」へ移動となっている。政策が違うのに、やみくもに皆で合意を形成しなければならないことに疑義があるとのことでよいか。

【山田委員】 そのとおりである。

【河崎会長】 両論併記しなくてよいか。

【山田委員】 しなくてよい。

【窪委員】 倫理の向上についても、条文に盛り込んだほうがよい。

一番大事な問題であるが、議員の最大の役目は行政機関のチェックである。それをどういう表現で謳うのか。

【河崎会長】 資料2の案2「議会の役割」の第2号に「市長その他の執行機関の施策や事務の執行について、監視及び評価を行うこと」と規定している。

【窪委員】 議会全体としても行うが、一人の議員が集中的に取り組む場合もある。副会長が提案予定の条例も、本市の実態をとらえて何が不足しているかを考えて提案される。そのところをどう表現し、市の予算が公平に執行されているのかどうかも含めて、チェックし監視するということを入れたほうがよい。

【河崎会長】 「議員の活動原則」の第3号で「政策立案及び政策提言を行う」とあるが、もう一つ主要な役割である「監視」を入れるか。

【窪委員】 冒頭に入れてもよいかもわからない。

【河崎会長】 何か案のある委員はいるか。

【窪委員】 以前官官接待が問題となり、ある部の伝票を調べたら食糧費で大変な金額が支出されていた。国の行政機関を招待するものであった。それを追求したことがある。それも一つの行政チェックである。そういうことをチェックすることも議員の一つの役割である。

【赤嶺委員】 監査で発覚したのか。

【窪委員】 監査では明らかになっていない。伝票をチェックして発覚した。

【河崎会長】 第3号は「市民全体の福祉の向上を目指して、積極的に政策立案及び政策提言を行い、行政監視に努めること」でどうか。

【窪委員】 行政監視だけでなく、行政の仕組みを理解しなければならない。それがないとチェック機関としての役割が果たせない。

【河崎会長】 条文にするとどうなるか。

【窪委員】 国の法律や通達などいろいろあり、全部理解するのは容易ではないが、そういうことを認識することを努力規定にしてもよいのではないか。

【河崎会長】 調査や学習に励むということか。

【山本委員】 第5号に「不断の研鑽に努めること」と規定されている。

【河崎会長】 第3号については、正副会長で再度条文を整理して提示する。

倫理については、別の機会に議論する。

それでは、「素案」と記載された条文に入る。資料1、3ページの「市民参加、説明責任」、4ページの「会議や情報の公開」の条文素案を記載。同ページの「議会の会期」は、今国会に地方自治法の一部改正が上程されているようであるが、国会も混乱している状況なので、国会の様子を見るため後に回したい。1ページの「目的」についても素案を記載している。正副会長で素案の形でまとめたものであり、副会長から条文を朗読する。

※中村副会長が条文素案を朗読

【河崎会長】 「他の条例との関係」は、明るいまらい・やまとから最高規範性の削除の提案がある。他市の議会基本条例で「他の条例との整合性を図る」との規定があるものがあるが、それは当然のことであり、この条文は必要ないのではないかと考え、あえて提示していない。副会長も同意見である。

語尾は統一していないところがあるが、最後に通して精査したい。

「会議及び情報の公開」の第1項では、代表者会、全員協議会を含め、すべての会議を公開したほうがよいと考えている委員もいると思うが、私も議員になった当初はそう考えていたが、すべて公開となると、代表者会の前にやる会議みたいなものができる恐れがある。前回の代表者会も市長側からの抗議に関する検討があったが、仮にインターネット中継などをしていたら、そういう類の話はできない。すべて公開だと、その前段で大会派だけでやる会議のようなものができて、透明性を欠くことになるところもある。個人的には、全員協議会はよいが、代表者会を公開するのは必ずしもよくないと考えている。現状では、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、会議規則の適用はないが議会報編集委員会が公開となっている。地方自治法では正式に位置づけられていない会議を、条例で位置づけることにより、公開したりすることが認められている。条例で位置づければ、代表者会や全員協議会も公開となる。各委員はどの程度まで公開と考えているか。

【山本委員】 会議の公開については、案文をつくっている。前回は配付したが、再度配付してもらいたい。

※事務局より、みんなの党大和の条文案を配付。山本委員が条文案を朗読。

【山本委員】 代表者会は連絡機関にするという提案があるが、そうなれば公開しても何ら問題はない。各会派間の調整は現状でも代表者会や議運ではなく、控室などそれ以外のところで行われている。本当に公開してよろしくない事項があるなら、過半数以上の賛成により非公開とすることを明記しておけばよいと考える。

【窪委員】 先日の代表者会の内容は公開することは不適切であった。正副議長の判断で代表者会を招集しないこともあるが、正副議長の良識、各派代表者の良識に任せてよいのではないかと。

【河崎会長】 代表者会は連絡調整機関だから、公開することはないということか。

【窪委員】 ただの連絡調整機関ではないと考えている。本会議で、本来なら議長が議員の発言に問題があるから制止すべきであったが、それがなされなかった。しかし、各議員もその場にいたのだから、異議ありと言って、不規則発言として訂正させてもよかった。そういう意味で代表者会では全体の責任であると発言した。その論議を公開してよいのか。こういうことを決めたらがんじがらめになる。

【河崎会長】 山本委員は、会派間の調整は控室などで行われていると述べたが、それはよくないと考えている。議員になった最初の正副議長選挙がそうであり、次はこの人と伝令が来た。各会派を回って議論することはやめたい。

【山本委員】 現状そうなっているということである。正副議長選挙で言えば、地方自治法上できないが、本来であれば本会議で所信表明をして、それに対して選挙するほうが完全に公開される。所信表明は別の場所でもよいが市民にわかる形になればと考える。どうする方法をとっても、結局伝令が来るというような形にはなる。

【河崎会長】 今はそうはなっていない。

【赤嶺委員】 市民のための議論をしている前提に立てば、市民に内容を公開することは重要である。前回議員の不祥事があった際、代表者会の内容が公開されていない。議事録を見ても、内容が記載されていない。議会は隠蔽していると多くの市民に言われた。そういう不信は払拭しなければならない。情報を公開して内容を判断するのは市民という状況があってよい。

【大波委員】 代表者会は公開すべきではない。常に市民から見られる形になると、内容によっては論議が深まらない。本会議、委員会の公開は基本だが、代表者会はそうすべきではない。

【窪委員】 代表者会の内容は、28名の議員は皆認識し理解する。そのことを市民に知らせるのは自由である。しかし、代表者会の中身をストレートに出した場合、いろんな反響があり、收拾がつかなくなる場合がある。自分のホームページ等で公表するのは自由である。

【井上委員】 代表者会は出たことがないので、何が公開するとまずいのかもわからない。せめて段階として、議員が傍聴できるとよい。

【河崎会長】 現在、議員は傍聴できない。

【赤嶺委員】 代表者会で提案があったが、駄目であった。

【大波委員】 会派に属さない議員はオブザーバーとして傍聴できる。

【窪委員】 会派の代表が、きちんと伝えているかどうかの問題である。

【山本委員】 傍聴はできないが、代表が出席できない場合は代理出席できるのが現状である。

【窪委員】 何のために会派を結成しているのか。それなら全協のように28人全員でやればよいとなりかねないが、それはあまりに現実的でない。代表がきちんと伝えれば問題はない。

【井上委員】 出たことがないので、内容が見えない部分がある。

【窪委員】 菊地代表に代わって出席してみてもどうか。

【井上委員】 意見として述べた。

【赤嶺委員】 やり始めるときは違和感がある。いずれは公開になっていくと思う。先進市の事例も参考にしながら、公開に向けて進めていくことが大事である。

【河崎会長】 会議をどこまで含めるかはいろいろ異論があるが、原則として公開とするという書き方で一旦収めればよいのか。

【山本委員】 素案に書き加えるなら「すべての会議は、原則として公開とする」としてもらいたい。

【河崎会長】 この協議会も合意のもとで進めなければならない。「すべての会議」とするのは難しい。そのように書くと代表者会も含まれると解釈するのが常識である。「原則として」は非公開とすることがあるという例外と解釈するのが常識である。「すべての」は入れたいところであるが、入れるのは難しい。

【赤嶺委員】 「すべての」が入ったほうがよい。

【中村副会長】 「公開」とは各委員の認識では傍聴できるということか。傍聴できないければ公開していないという認識か。代表者会は情報公開請求すれば議事録は見られる。

【赤嶺委員】 出てくる情報は少ない。

【中村副会長】 本会議は全文筆記、委員会は要点筆記で公開されている。現状では原則として公開されているが、傍聴できるものとできないものがある。本会議はインターネット中継されている。公開について、どのあたりを念頭に置いているのか。

【山本委員】 みんなの党大和の案は「議会は公開の会議を全てインターネットで中継を行うなど、広く市民がその内容を知る事ができる様にしなければならない」である。傍聴ができなくてもよいが、内容を放送などで聞けるという意味で、内容を知ることができるまでやるということである。

【河崎会長】 傍聴、会議録、インターネット中継すべてが揃って公開か。

【山本委員】 傍聴はできなくてもよい。

【河崎会長】 傍聴を認めなくてインターネット中継することでよいのか。

【山本委員】 それでもよい。その場にいることが傍聴と考えるが、会議内容をマイクで拾って、スピーカーで外に流して知ることができるようにはしなければならない。

【河崎会長】 すべての会議を原則公開とした場合の公開とは、傍聴とインターネット中継と会議録でよいのか。

【山本委員】 「すべての」と入るならそうである。傍聴が外れてもよいと言ったのは、代表者会を念頭に置いている。代表者会は、議事録は請求すれば見られるが、内容をインターネット中継などで聞くことは現在できない。それはやらなければならない。

【河崎会長】 代表者会は各会派の本音が出る。公開にしたら、別に秘密会のようなも

のができてしまう。山本委員に一度代理で代表者会に出てみてもらいたい。

【中村副会長】 昔は会議の公開といえば、傍聴できることだったと思う。今はインターネット中継などの方法が出てきて、公開の方法がいろいろ変わってきている。議事録もかなり詳細なところまで公開されており、会議の内容を市民が知りたいと思えば知ることができる状況にある。会議録で内容は見られるが、それ以外でインターネット中継を求める理由は何か。

【山本委員】 代表者会は公開されていないと認識している。議事録として要旨は見ることができるが、議事録は別の人の主観なども入り言葉を削ぎ落とすので、公開とは違うイメージを持っている。少なくとも放送で聞ければ公開というイメージを持っている。

【窪委員】 代表者会の内容は各議員に伝わる。物理的、時間的、空間的な範囲の中で、どういう方法がいいのか選択して、代表者会というものがある。今までの蓄積でそういうものがつくられてきている。すべて公開は理想かもしれないが、現時点でそういうことをやるのが適切なのかを相対的に考えなければならない。

【大波委員】 みんなの党大和も佐藤代表が出席している。代表を信用できないのか。代表不信につながる。今まで効率的でよいとやってきたことを否定しているが、山本委員は公開されないから真実が見えないと懸念しているのか。

【山本委員】 また聞きの内容を市民に説明するより、直接伝わったほうがよい。そうすれば議事録をつくる必要もなくなる。議事録で言葉を削ぎ落としたものを伝えるより、直接知ってもらったほうが費用もかからない。

【河崎会長】 現状で何もかもインターネット中継することが、市民の知る権利を阻害する別の会合をつくることになる。全部公開となると、ある程度の構えやセレモニー的になるところがある。現状で代表者会をインターネット中継することは危険である。

【傍聴人】 市民に隠したい情報とは何か。例えば原発の再稼働問題や沖縄返還の密約などは、共産党が政権をとったら隠していたほうがよいと考えているのか。

【窪委員】 そういうことではない。具体的な事例では、先日議場である議員の発言に対し市長から抗議があり、代表者会で協議し議長に一任することになった。そういうことまで公開するのが適切なのか。基本的には公開をしている。

【井上委員】 現状でも情報公開請求をすれば議事録を見ることができるので、「すべての会議は、原則として公開とする」としてよいのではないか。

【中村副会長】 本会議・委員会は、インターネットの会議録検索システムで見ることができる。情報公開請求をしなければ出てこないのは代表者会だけか。

【議事担当係長】 そのとおりである。

【中村副会長】 先ほどの赤嶺委員の指摘は、代表者会の会議録を情報公開請求すると、黒塗りになっている部分が多いということか。

【赤嶺委員】 私が情報公開請求をしたときの議事録は、詳細の発言は記載されていないかった。

【窪委員】 代表者会の内容は個人のプライバシーに関わる問題もある。そういうものを公開してよいのか。個人の人格に関わる発言もある。先日の会議でもそういう発言があった。それを不特定多数の市民に公開することが適切なのか。

【中村副会長】 情報公開条例の規定により請求して出てこないのであれば、公開することに問題があるとの判断があったのではないか。

【河崎会長】 要点筆記しかしていないということである。委員会も要点筆記である。

【中村副会長】 委員会の会議録は、内容について、いろいろ記載されている。

【窪委員】 趣旨を損なわない程度に重複する部分等を削除しているのではないか。

【議事担当係長】 市側からの提案理由が述べられている部分は、「(提案理由の説明)」だけとし、質疑応答部分を要点筆記している。協議部分を主眼に作成している。

【古谷田委員】 代表者会の議題で、議員の事故の件があった。本人が事故を起こしたあと、市民の間で、ひき逃げではないかと勝手なうわさが広まった。本人の名誉を回復する意味でも、警察からも発表があったが「事故不申告」であり、捜査も警察が被害者と加害者に聞き込みをして、その結果が出た。代表者会の内容をインターネットでライブ中継したときに、市民に変な方向性、うわさを流してしまう恐れがある。それは本人も被害者の方も本意ではないし、本人には人権もある。警察発表は1カ月ほど後にあったが、その前に変な情報で間違った方向に行くのは危険である。

【窪委員】 警察が結論を出していない段階で議員に捜査権はないのに、その段階で辞職すべきとの意見も出た。そういったことをすべてオープンにしてよいのか。すべて公開は問題を残すと思うが、代表者会は議事録を見ることもできる。

【山本委員】 今の議員の件では、しっかり書かれた議事録が存在するのか。

【議事担当係長】 要点筆記したものを残している。

【山本委員】 発言内容もわかるのか。

【議事担当係長】 代表者の発言については要点を筆記している。

【山本委員】 議員辞職すべきだといった発言が読み取れるのかが疑問である。

【河崎会長】 代表者会の会議録を情報公開請求してホームページに掲載している方がいるが、それを見る限り、内容はわかる。

【中村副会長】 話が各論になってしまったが、何をもって公開とするのか、各委員の意見が聞きたかった。本会議はインターネット中継しており、全文筆記の会議録がホームページで見られる。委員会は要点筆記の会議録がホームページで見られる。代表者会は微妙であるが、請求すれば議事録は見られる。ただ、公開の仕方が現状では足りないのであれば、次の議論となる。この条文では「原則として公開する」という現状を盛り込むことでよいのではないか。

【河崎会長】 「会議は、原則として公開とする」でよいか。

【山本委員】 「すべての」は入らないのか

【河崎会長】 その部分は譲れないか。

【赤嶺委員】 譲りたくはない。

【窪委員】 全会一致が原則であるので、保留とするしかない。

【河崎会長】 両論併記としたい。

【窪委員】 第2項で「インターネットで会議を中継」とあるが、ケーブルテレビやFM放送などの手段もあるので、「等」と入れるべきではないか。

【河崎会長】 「インターネット等」とする。

第3項は議案の議員ごとの賛否結果の公表であるが、条文に入れるか。

【窪委員】 現状やっている。

【赤嶺委員】 入れたほうがよい。

【河崎会長】 第4項は議会報告会や意見交換会である。

【窪委員】 地域だけではなく、本市議会では医師会と行った事例がある。

【河崎会長】 「地域に出向く等」とするか。

【窪委員】 医師会や商工会議所や障害者団体などを行うほうが現実的ではないか。

【河崎会長】 厚木市議会のように地域で行うという議会もある。

【窪委員】 そのことは否定しない。

【河崎会長】 特定の団体と行うことも十分あり得る。どこに「等」をいれるか。

【窪委員】 先ほど発言した趣旨を踏まえて、成文してもらいたい。

【山本委員】 みんなの党大和の案では、「議会活動について市民への説明や意見公聴の為に議会報告会・意見公聴会を開催しなければならない」とし、「必要な事項は、別に定める」としている。

【河崎会長】 「地域等に出向いて」として、「これについては別に定める」とするか。

【窪委員】 各議員や各会派では、当然の責務として報告会をやっていると思うが、議員それぞれいろんな意見がある中、議会全体として議会の総意で行うことは、中身をどう伝えるかで賛否両論がある。医師会等と懇談して、議会を通じて行政にどう反映させるかといったことのほうが現実的である。

「定期的で開催」と入れると率直に言って大変である。「必要に応じて」などにしないと、やるのが義務になってしまう。

【赤嶺委員】 「必要に応じて」では必要がなければやらないとなる。

【窪委員】 「定期的」とは年4回の定例会ごとか。

【中村副会長】 条文を仮置きすることはよいが、議会報告会は問題点が多い。窪委員からも指摘があったが、結局は委員長報告のようなものにならざるを得ない。やることに反対ではないが、どうやるのか課題が多いので、現時点で何回行うとか定期的にと厳密に決めなくてよいのではないか。

【赤嶺委員】 内容は試行錯誤を繰り返しながら、よりよい報告会をつくっていけばよい。やりながら模索していけばよい。

【河崎会長】 「定期的に」と入れることに反対か。

【中村副会長】 仮置きであれば入れてもよい。

【窪委員】 例えば6月定例会は何を報告するのか。

【河崎会長】 報告だけでなく、市民の意見を議会として受けとめることが大事である。報告内容の少ない議会であれば、意見を聞く時間を多くとれる。

【中村副会長】 現時点で定期的か必要に応じてか、こだわる必要はない。4年に1回でも定期的である。会議がないときでも必要に応じて開くのは不定期だが、そういうことも必要と思う。議論が進む中で決めればよい。

【山田委員】 その意見に賛成である。

【井上委員】 賛成である。

【山田委員】 他市の議員にも話を聞いているが、来る方が固定的で、問題には関係のないことで批判ばかりになり、何にもならなかったという話もある。テーマごとに意見交換会をする方法もすごくよい。いろんなやり方があり、今後議論をしていけばよい。現段階ではあえて「定期的」はなくてもよい。

【河崎会長】 「議会は、地域に出向いて議会報告会や意見交換会を開催するものとする」でよいか。

全 員 了 承

【傍聴人】 例えば原発再稼働のときに、表面的には電力が不足すると産業が衰退するなどと言うが、裏の会議で、原発再稼働してプルトニウムを蓄えて、核兵器の製造に備えなければならないという打ち合わせがあったとする。そのグループにとっては共産党に公開できる内容ではない。そういうことは影でやられては困る。議員が不祥事を起こしても、最終的に法律的に問題がなければ、それで済む。その過程において批判を受けようが、隠しておく理由にはならない。

【河崎会長】 事務局から次回開催について確認する。

【議事担当係長】 次回は7月12日の午後1時から委員会室を予定している。

【赤嶺委員】 現在スケジュールが15回に渡り提示され、今年度中の成立を目指して議論しているが、既に6回終わっているが、進捗状況がよくない。今年度中にこだわらず、もっと延長して議論を深めて、平成25年度中になってもよいのではないか。スケジュールもタイトで、今回もそうだが、時間もあつという間に過ぎてしまい、窮屈な中で決めていかざるを得なくなっている。

【河崎会長】 本日も予定通りに進んでいないし、これまでのところでも積み残しがたくさんある。12月末に素案を固めるのは難しいと考えている。どの程度延長してよいのかは、正副議長に諮って決めていかなければならない。正副議長と相談し、今後のスケジュールを決めていきたい。

【古谷田委員】 先ほど代表者会の公開について発言したが、基本的にはインターネットのライブ中継もやりたいと考えているが、ただ、そういったことにそぐわない案件もあることを伝えたくて発言をした。

【河崎会長】 ほかになければ、以上で終了する。

午後3時32分 閉会